

定 款

株式会社秋川牧園

株式会社秋川牧園定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社秋川牧園と称し、英文では AKIKAWA FOODS & FARMS CO., LTD. と称する。

(本店)

第2条 当会社は、本店を山口市に置く。

(目的)

第3条 当会社は、次の事業を行うことを目的とする。

- ① 食品および食品原材料の開発製造、販売
- ② 畜産物の生産、加工、販売
- ③ 農産物の生産、加工、販売
- ④ 飼料、飼料原材料、肥料、畜産用ならびに農業用生産資材の販売
- ⑤ 健康増進に関するコンサルティング、図書の出版、機具の販売および施設の提供
- ⑥ 酒類、化粧品、衣料品、健康食品、医薬品、医薬部外品、医療用具ならびに日用雑貨品の販売
- ⑦ 飲食店、レストランの経営
- ⑧ 前号各号に付帯関連する一切の事業

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、8,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当会社は、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の権利の制限)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- ③ 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規程)

第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または本定款に定めるものほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

② 前項、その他定款に別段の定めがある場合を除き、必要ある場合には、取締役会の決議によってあらかじめ公告をして一定の日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することのできる株主または登録株式質権者とすることができる。

第3章 株 主 総 会

(招集時期)

第12条 定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

② 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第16条 当会社の株主または代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- ② 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(議事録)

- 第17条 株主総会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

- 第18条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

- 第19条 当会社の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任方法)

- 第20条 当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。
- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ② 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。

(役付取締役および代表取締役)

- 第22条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
- ② 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

③ 取締役会の決議によって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、専務取締役および常務取締役を各若干名選定することができる。

(取締役会の招集者および議長)

第23条 当会社の取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集手続)

第24条 取締役会を招集するときは、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議)

第25条 当会社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項を記載し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。

(取締役会規程)

第28条 当会社の取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

② 当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第31条 当会社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第32条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任方法)

第33条 当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 当会社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- ④ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了すべき時までとする。

ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。

(常勤監査役)

第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集手続き)

第36条 監査役会を招集するときは、各監査役に対し会日の3日前までにその通知を発する。

ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。

(監査役会規程)

第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(監査役の責任免除)

- 第41条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
- ② 当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

- 第42条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任方法)

- 第43条 当会社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

- 第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

- 第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

- 第46条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剩余金の配当等)

第47条 当会社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剩余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第48条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剩余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第49条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3カ年を経過しても受領されないときは、当会社は、支払いの義務を免れるものとする。

(附則)

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

② 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

③ 本附則は、2022年9月1日から6カ月を経過した日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。